

「安中市中小企業振興基本条例（案）」に対する意見（パブリックコメント）の結果について

○意見等の募集期間：令和元年 10 月 21 日（月）から令和元年 11 月 22 日（金）

○意見等の受付件数：1 件（持参）

1. 意見の概要及び市の考え方

番号	ご提出いただいた意見の概要	市の考え方
1	昨今の度重なる甚大な自然災害により、生命、財産が被災し、サプライチェーンが寸断される等、社会的、経済的な損失が計り知れない状況がある。あらゆる災害を検証し、将来の発展に向けた取り組みとして、条例第 1 条に第 2 項を創設し「前項の目的を達成するため、市内中小企業は事業継続計画の策定に努めるものとする。」を追記すべきである。	近年多発する自然災害により、全国的にも社会生活や経済活動の停滞等、あらゆる面で大きな損失が生じている状況は憂慮すべきものであり、本市においても決して例外的なものではないと認識しております。地域経済の維持、発展の観点からも中小企業の災害への備えは重要であることから、ご意見にいただきましたとおり、条例（案）に中小企業者の事業継続計画の策定の項目を追記します。なお、具体的な規定内容、追記箇所等につきましては、別途、検討させていただきます。

【問合せ】

安中市役所 産業政策部 地域創造課 商工労働係

電話 0 2 7 - 3 8 2 - 1 1 1 1（内線 2 6 2 1）

Eメール：souzou@city.annaka.lg.jp